大阪市立大学生活科学部紀要・第35巻（1987）

「自閉」と「拘束」

—障害児をもつ親たちが孤立する背景—

要田洋江

"Introversion" and "Binding"

— Isolating Background of Parents' Having Handicapped Children in Japan —

HIROE YOHDA

目　次

1．問題提起
2．親たちが示す「打ち明け」の葛藤
　2－1．ミウチへの打ち明け
　2－2．タニンへの打ち明け
3．ミウチからの差別とタニンからの差別
　3－1．ミウチからの差別
　3－2．タニンからの差別
4．差別のメカニズムとそれを支える背景的知識
5．「打ち明け」がもつ積極的意味

1．問題提起

子どもの障害を知った親たちの大きな悩みのひとつに，障害の「打ち明け」の問題[1)]がある。周囲の人々にどう子どもの障害を伝えていくべきか。子どもに障害があることを言うべきか，言わないでおくべきか，また言うとしてもどのように伝えたらよいのか。多くの親たちは，この問題に悩む。

親たちにとって「打ち明け」の問題は，障害児が生まれる以前の自分たちが形成してきた人間関係をどう維持していくか，あるいは新たな人間関係をどう形成していくか，という問題として自分に迫ってくる。手元にある人生の地図は，スティグマを持たない人に用意されたものである。「常識」の中に組み込まれている地図は，それだけが「幸福」へ向うことのできる地図として光を放ち，「常識」が示す地図に疑いをもたずにやってきた，やってこれた親であれば尚のこと，子どもが障害をもつことを知って，不安は増す。

先に，障害児をもつ親たちは差別される存在であると同時に，差別する存在でもあるという両義的存在であり，ともすると，日常生活世界の中で，健全者の論理に立つ「常識」に搦めとられ，障害児を差別する存在となってしまうことを論じた［要田洋江，1986］。親自身がもつ障害児に対する認識は，新たな認識枠組を創造獲得しない限り，「常識」の枠組でしかありえず，障害児を差別する存在であり続けてしまう。しかし，一個人が新たな認識枠組を獲得することはむずかしい。なぜなら，日常生活に不断なく形成される状況——状況の中で人々は生きている——は，認識枠組を共有する人々によって構成されており，一人だけ別の認識枠組をもつことはむずかしい。状況とは，個人の認識の内にあり，かつ個人を超えたところのものでもある。したがって親自身が新たな認識枠組を獲得できるかどうかを，親の心構えやパーソナリティといった個人的問題だけに矮小化してはならない。

そのためには親自身を拘束する状況をより分析する必要がある。それは，差別される存在としての親を捉えることでもある。

本稿では，「打ち明け」に絡む社会的相互作用に焦点をあて，差別的状況は，親たちの前にどのように立ち現らわれるのか，親たちを拘束する状況はどのように構成されているのか，について面接データ[2)]をもとに，行為とその背景を行為者の観点から解釈し，それを考察する。そして障害児をとりまく人々，つまり両義的存在である人々が，差別する側に転じていくプロセスを差別のメカニズムとして捉え，また「常識」として，社会の構成員が共有する，そのメカニズムを支える背景的知識を明らかにしたい。さらに，そこから親たちが「差別的状況」を切り崩す営みはどのようなものかを模索したい。

なお，面接データを分析するにあたり，本稿では特に

日本人が日常生活で用いている人間関係の間柄（関係性）を決める認識枠組[3]を，ミウチ－タニンの枠組として，相互作用のプロセスをみていく際に用いた。なぜなら，通常研究に用いられる，親せき，友人，知人，近隣といった分類カテゴリーでは，ミウチ，タニンという「日常言語」［奥田和彦，1987］が示す微妙な感情も含んだ関係に，つまり日本人が日常生活で用いている人間関係に迫ることができないからである。

2．親たちが示す「打ち明け」の葛藤

「打ち明け」に葛藤している親たちはどのようなことを語っているだろうか。親たちは何を「打ち明け」の壁と感じているのだろうか。

2－1，ミウチへの打ち明け

母親「［母に］出しました手紙。びっくりしたようなこと言ってましたね。まだ動揺してるっていうか。わりと障害者っていう頭がね，あるみたいです。（……）『視られる立場にあるのよ』って。今まではね，まあ一寸かわいそうだなとか，視る立場だったんだけど，今度は視られる立場になったということで動揺しているみたいです。」

この母親は，自分の母の日頃の性格から本児に障害があることを仲々言い出せないでいた。やっとの思いで手紙で打ち明けた後の祖母からの反応を母親はこのように語っていた。

妻方祖母は，ミウチに障害児を持ったということは「視られる立場」になったことだと認識している。この「視る立場－視られる立場」という認識枠組は，まさに日常生活レベルでの「差別－被差別」の枠組を表現しているといえよう。「視られる立場」になったということは，「差別される側」に自分たちがいるという認識を表現している。ここで重要なのは，祖母が本児に直接かかわりをもつ以前に即，娘からの手紙で孫に障害があるということを知った時点で，視られる立場＝差別される側にいることを認知していることである。祖母の反応の背後には，「ミウチに障害者をもつ人」もまた差別される存在であるという日常の知識が動員されている。

母親「言って，やっぱりきょうだいは寄りついてこないんじゃないかと思うてね。そういうのがやっぱり問題として出てくるから，もうこっちからポンと遠くに離れようかとか［夫と］そういう話をしています。やっぱり，おればね，きょうだいもみんな嫌だろうし。こういう子がおるとなればね，寄りついてくれない。やっぱり近くにいて寄りついてくれないと惨めだし，それよりいっそ自分らから遠くに離れようかって話をしています。寄りついてくれないか，それともかわいそうや思って，かえって寄りついてくれるか，どっちかにひとつ。みんなが来て欲しいんですけど，やっぱり，みんな考えがあるんやったら，近くにおって来ないというんなら，黙ってみんなから離れようかという話を［夫が］しました。」

夫方の親きょうだい，妻方の親きょうだいともにまだ打ち明けられずにいる。子の障害を打ち明けられずにいる気持の揺れを母親はこのように語っている。この母親の場合，何が「打ち明け」の壁となっているのだろうか。この迷いを促す二つの推論が示されている。ひとつは，障害者をミウチにもつ人は差別される存在であり，差別される結果として，近くにいる人が遠ざかるに違いないということ。二つには，「ミウチの人情」が動員されて，かわいそうにと思い，より近づいてくるかもしれない，という推論である。そして相手がどちらを選択するかは，こちらからは要求できないし，親にはまったく予測がつかない。そのため打ち明けられずにいる。しかし「みんな嫌だろうし，（……）近くにいて寄りついてくれないと惨めだし」という言葉に示されるように，自分たちへの「差別される可能性」を推論し，また「ミウチからの差別」の惨めさを推論し，「差別される状況」からの脱出を計ろうとしている。そしてこの親たちが考える「差別される状況」からの脱出は，打ち明けずにミウチから離れることであった。

親たちには，状況に仕組まれる枠組は受け入れざるをえないものとしか捉えられない。そこに枠組がもつ権力性[4]が示されている。一方，その枠組を支えているものは親たちの行っている推論でもある。

母親「都会より田舎の方が障害に対しての接し方，ものすごくきついと思う。やっぱり知らないか知らんけども，向こうのお義母さんなんか近所に［障害児が］いてるからって話するでしょ。知らないからやけどね，自分の身内がまさかそんなんて。うちの義父さんのいとこにも障害児がいてるけど，その子のことでもなんかすごいから，自分の身内でもそんなんやから，やっぱりだから自分の孫が障害児って言われても，今さら考えは変わらないと思うけど。都会だったら視て視ないふりっていうか，そんなカゲでもそんなに言わない

でしょ。でも田舎の場合いうたら近所で……。そんなんやから，だから住みにくいん違うかなと思うけど。

ふたり［夫婦］で言ってるのは，もしこの子が障害児っていうことを言ったら離れるか，ネコかわいがりするかどっちかやからね。どっちにしたって普通の目では視ないでしょ，言ったら。離れたらね，私やったらそんな自分の身内じゃないから関係ないわでいけるけど［夫は］違うでしょ。」

この事例は，母親の親きょうだいには母親が既に打ち明けているが，夫方にはまだ打ち明けていない。母親は自分が言ったら角が立つからと，夫方の打ち明けは夫に任かせているが，夫はまだ打ち明けられずにいる。

先の事例と同様に，この母親はミウチの対応を次のように推論する。ひとつにはミウチに打ち明けるとミウチは離れていくということ，あるいはまた逆に，本児をネコかわいがりするということの二つである。ただ先の事例と異なるのは，「離れる」という差別的行為も，本児に同情してネコかわいがりするという行為も，普通の目では視ない，特別な目＝差別する眼差しという点では同じであると指摘していることである。しかし，「差別される可能性」から「打ち明け」に躊躇する夫の気持を妻は，自分のミウチが離れていくことは本人にとりその存在を揺がすほどのものであろうと，察している。そこには，差別されるということは人格的問題であるということが共通の知識としてある。

また妻は，夫が長男でいずれ両親と同居する予定であり，差別的状況が表立って現われやすい「田舎」という環境に不安を感じている。この点については次節で論ずるが，この母親は，「都会」の無関心な人間関係の方が，差別的枠組を意識せずにすむと判断している。

夫方祖母「もう私の身内ばっか端［近所］によってるもんでね。嫁さんのこと，この子のお母さんのこと考えると気まずいと違うんかなとかいろんなこと考えます。私はこの人［息子］と繋がりがあるからいいけども。その前に結局，嫁さんが，どういう態度で相手から視られるかな，どんな目で視られるかなと思ったりすると。どうしても言わなあかんことと思ってても，その後『ああ，お義母さんが言ってしもったな』と言いかねないようなことになるんで違うかなと思ってね。言ってしまうと，親せき中，こう，なんちゅうのかな，あそこは一寸こう頭の悪いちゅうか，色んな病気のある子がいるとか，そういうことがうちにはないけども，向こう［妻方］にそういう人がいると。そういうことにならないかと。」

父親「僕らは反対に，僕らはもう割り切っとるといったらおかしいけど，逆に母親［祖母］の方が生まれ育った土地やしかえってと……。どっちも自分らはいいんやけどという気持があるんだけどね。やっぱお互いに遠慮というか気を使うところがあってね。なかなか本当にここまで出かかってよう出せんというかね。逆にいうと他人さんの方がね，かえって言い易いちゅうか，やっぱり田舎ちゅうこともあって。」

母親「［打ち明けつらいのは］親せきだけです。もう近所の人には平気で言っているんです。言うあれが違う。目的がっていうか，想いが違うっていうか。まあ，親せきにしたら近しいから，こう複雑でしょうね。こんな［障害の］こと言うと親せきだったら嫌だっていう面もあるかもわかんないし。そのへんはその人になってみないとわからないけど。だけど親せきの人だと，ああうちの方も何か言われないかなって，まず言う人を選ぶと思うんですね。おばさんたちだと何かそのへんが。（……）今言って，親せきの人にどれだけメリットがあるかなって考えちゃって。近所の人だと遊びに来てくれる。［打ち明けずにいて］あれ何かおかしいな，おかしいなと思っていると来てくれないけど，言っとけばというとあれだけど，言ってしまえば，言ってしまうことによって遠のく人もいるかもわかんないけど，反対に『あっそう，じゃあ』って来てくれる方もいるから。親せきには『あそう，じゃあ』っていうタイプの人がいない。主人とそればっかり悩んでいて。」

この事例の「打ち明け」の壁は，ひとつには，同居している夫方祖母と息子夫婦が互いに互いの「差別される可能性」に同情していることが挙げられる。祖母が推論する状況は，嫁一人に障害児を産んだ責任が問われ，さらに障害児出産は遺伝である，という「知識」のもと，一方的に妻方の親せきに原因が求められてしまう状況である。また母親は，ミウチに打ち明けることは，打ち明けられたミウチにも「差別される可能性」がある故に，むしろ親たちを差別する行動に出るのではないかと推論している。それゆえ，タニンに打ち明ける方が，近づくか，距離をとるかの行動が明確だから，相手との関係をとり易い。一方，ミウチとの関係は親身になって考えてくれるという「人情」が出てこない関係ならば，親たちにとり「差別される存在」であることをより強く意識化してしまうものでしかないと認知されている。

母親「親せきの人とか，身内とかいったら，やっぱり『何んで何んで』とか，また聞かれたりしてね。色々またね，言うと思うんですけどね。私もショックだったし，同じようにショックでね。［妻方祖母は夫の］『親せきにそんな人おるん』とか言うんですよ。この子の目の斜視のことでも，お祖父ちゃんの方に一寸そういう人がおったから，そんなんちゃうかとか，家で言うたりするんです。遺伝ちゃうかとか。そういうのね，親［祖母］から聞いたからね。そういうことに関して親たちが，そんなんかって親たちがもめるでしょ。どっちかというと，うちとこ［妻方］の方が口うるさいっていうのかなあ。一寸悪い方に勘繰ってね。だからよけいに言いにくいんです。」

先の事例と同様，この事例からも示されるように，ミウチ同士の場合，障害児出生をめぐる「遺伝」の言説が，差別される側を認知するために用いられている。

すなわち，同じミウチでもさらに「差別される側」に位置しているかどうかを識別するために，「遺伝」の言説と「母親の責任」の言説がもち出されてくる。

2－2，タニンへの打ち明け

母親「今一番気になるのは，こっちやね。あの，田舎の方にいるから，近所という面で大変。『一寸おかしいん違う』って［相手が］言うよりも，こっちが先に言いたいんだけど，先に出ないっていうか。自分の友達だったら自分の判断で，もう言おうと思ったら言えるけど。親［夫方］がいるから，親も何んやかんや言われたら，かわいそうやしね。（……）田舎の方が噂さが大きくなるからね。なんか変に。ちゃんとダウン症やって言ってつきあいする方がいいんですけど，なんか親に気兼ねあるんかな。勝手に私がパーッとね言い廻るっていうのもいいことやないし。聞いた方も何んかそんな時『わあ，気の毒やな』っていう顔されても嫌やしね。（……）あんまり気の毒がられてもね。必ず同情は生まれてくると思うんです。でも避けられてもかなわんしね，とか思って。同情はね，誰でもあると思うんです。自分以外の周りやったらね。それが『頑張りよ』という同情やったらうれしいんだけどね。避けられるとか，わりとその問題に触れないとか，言わないっていうか。（……）［近所だと］興味本位で聞かれる感じがする。夕食の時のね。話の餌というか。どこそこの誰それが，という感じで食卓に花が咲いているらしいんです。『他の人すごい噂話やで』とか。近所の人が言うんです。そうやね，こう言った晩はみな餌にされるんやろうねとか思ったり。原因があるようでないからよけいにね。実家の方に原因がないっていうと，そんなら何んで出来たんかっていうとなると，なんかそう先祖が悪いことしたんかとか，もうゴチャゴチャ言われる。人がね，気にしてたらきりがないのに気にしてしまうようになってしまうのね。こう田舎に入ってしまったら。ふたり［夫婦］だけだったら自分の決断でできるけども，バックに「家」があるでしょ。私は入ってきている方やから，まだね顔色を伺うところがある。［原因について］正しいのを知ってね，でもこれ何か原因があるとか，誰か言っても別にかまわない。クネクネ曲ってね，血が悪いとか，何かこう変なこと言ってなくても言ってるって何かこう被害妄想やね。そういう感じがして。（……）近所に三歳位の目が悪いとかいう子がいるんだけど，見たことがない。［外に］出してないと噂さがこないに［大きく］なるんです。それが恐い，嫌で。みんなどんなんやろ，どんなスゴイ病気なんやろって。みんなかわいそうに言うんじゃなくて，興味本位でそれを聞いているでしょ。だから早く言いたいと焦っているんだと思うんです。」

この事例は，既に母親の実家の近隣には，妻方祖母を通じて積極的に打ち明けているが，現在住んでいる夫の実家周辺の近隣にはまだ打ち明けられずにいる。この土地へは，最近引っ越してきたばかりであり，また夫方祖母が「打ち明けなくても自然にわかる」と打ち明けに消極的であるため，母親はより葛藤している。

母親は自分なりに，「打ち明け」ようとしても出来ない状況を以上のように語った。この母親が語る「打ち明け」を躊躇させる推論は次のようなものである。ひとつには，本児の話題を避けるという「同情的無関心」という対応をされるのではないか，第二に，本児のことが興味の対象にしかならないのではないか，話の餌にされるだろう，そして第三に，本児出産の原因が，先祖が悪いことをした，血が悪いといった前近代的「遺伝」の言説でもって一方的に決めつけられるだろう，という推論に加え，「家」に入ったら，嫁の立場である自分一人の判断で行動してはいけないという「家」の言説が，母親を「打ち明け」に踏み切らせない。

さらに興味深いのは，母親の「気にしてたらきりがないのに気にしてしまうようになってしまう。（……）何かこう変なこと言ってなくても言ってるって，何かこう被害妄想やね」という言葉に語られるように，「田舎」

という環境が，このような推論をより積極的に導かせていることである。前節の事例の中にも，このような「田舎」について，多く語られていた。

近隣への「打ち明け」に葛藤する事例は，特に田舎の土地柄が多い。前節の事例でも語られているように，「都会だったら視て視ないふり」をするという都会的人間関係の「儀礼的無関心（civil inattention）」[5]が，かえって差別的状況に親たちが直面する機会を少なくさせるからだろう。「儀礼的無関心」は自己防衛的な関係のあり方の一種であり，そのような関係のあり方をもたない「田舎」では親自身がもつ自己防衛操作がきかず，生身の自分自身が晒されるため，社会成員の一人として親自身がもつ，差別的枠組を支える「自明視された常識的推論」が前面に出てくるのであろう。

この事例の母親が用いた推論，知識がそうであり，そのような推論をすることに，開かれた知識をもち，行動もしてきたと自己定義している母親自身を戸惑わせている。次の二事例も，そのような言説空間を表わしている。

母親「［友人に］一人だけ言ったんですけど，もうしゃべっているかもしれませんが，二，三日前に言ったからもうしゃべってしまった［と思う］。みんなに言っちゃうというのが嫌だから言わなかった。やっぱり言うと友達かて，家の人にも言ったりとか，やっぱりそういうことあるでしょう。そういうのに広めたくない。白い目で視られるというのが嫌。心の中で思うとか。友達はそういうことないんですけど。何んか陰で話してるんじゃないかなあという詮索っていうか。で，近所の人の目が気になるっていうか。やっぱり陰口叩くでしょ。田舎の方だから，町うちは隣り近所つきあいっていうのはそんなないでしょ。」

母親「私らが言ったら，お祖父ちゃん，お祖母ちゃんの立場まで狭まるっていうかな，そういうのがあるから［夫は打ち明けることを］遠慮してるん違うかなと思うけど。ああ，都会じゃないっていうのもひとつあるから。」

「田舎」という空間は，好奇心と噂さで満ち溢れている。その空間では，個人に有利な自己呈示を行わせない，一方的な言説空間に閉じ込める。しかも，親自身を拘束するのは，まさに親自身が行動規範として内面化している「障害児をとりまく差別的言説」である。ただし，「田舎」という空間では，「儀礼的無関心」を行なわない分だけ親たちも差別される側にいることを強く自覚させるが，「都市」という空間では，「儀礼的無関心」をとるゆえ自覚せずにいられるというのにすぎない。推論が導びかれる背景的知識は，「都市」であろうと同じである。

3．ミウチからの差別とタニンからの差別

子どもに障害があることを知った人々は，親たちとどのような関係をとるのであろうか。「差別－被差別」の枠組はどのような関係を要求するのだろうか。親たちが語る人々の差別的対応についてみてみよう。

3－1．ミウチからの差別

母親「できればお姑さんなんか逃がれたいという気持が強い。『昔だったら，そういう子が出来たら実家が面倒みたりしたもんだ』という考え方が根強いんですよね。それを変えるっていうのも難しいし……。周りの人はね，色々なんかね，やっぱり今でも電話かかってきたりするんですね。『そういう子どもは母親の責任なんだから責任をとって欲しい』ということを言われるんです。『そういう子どもを産んでしまった母親の責任を私は飽くまで追求します』とか，本当に悲しくなるんですけども。主人の姉なんですけども。本当に悲しいことばっかりなんですが，『親類にそういう子どもが』ということが一番気になるみたいですね。お義母さんの方も息子がみすみす苦労することをみたくないんで『別れて欲しい』という感じなんですけども。一番悲しいのは，『こういう子どもだから主人の子どもに認められない』って言うんですね，本当に情けないんですけども。」

夫方の親きょうだいは，本児に障害があることを知った時点で，父母を離婚させることによって，母子とのミウチの関係を絶とうとした。夫方親せきは何故このような差別的行動をとったのであろうか。その行動を導いた背景には，ミウチに障害者をもつ人も差別される存在であるという知識がある。「親類にそういう子どもが」という言葉が示すように，その知識から導かれる「差別される可能性」を絶ち切るために，「別れて欲しい」といった，差別的行動にでる。

さらには「こういう子どもだから主人［息子／弟］の子どもに認められない」という形で，関係そのものを抹消しようとさえする。このような明確な行動に出る背景には，そのような行動を正当化する知識が「常識」となっているからである。その日常生活に用いられる知識は，

「障害児出産は母親の責任」であり，「障害児は妻の実家が面倒をみるべきだ」というものである。夫方の親せきが差別的行動に出る場合，このような知識が動員される。

ミウチの範囲をどのように決めるかは，個人にまかされている。ミウチでもつきあいがなければタニンに近くなる。次は，息子家族とのつきあいを絶つことによって，他者から自分の「差別される可能性」を遠ざけようとしている夫方祖母の事例である。

父親「この子ができて，来たくないんだったらそれで結構や。別にこちらから来てくれとかいう必要はないし。ただ別に何も言えへんかったら，こちらも何も言えへんし。できたから助けを求めるとか，そういうことはせえへんし。それで向うから来てどなんしてるんや，こうしてるんや言うてくれるんやったらあれだけど。こっちからこんな状況やから来てくれとか，そんなことは別に言いたくないし。」

母親「残念とかそういうんじゃなくて，情けない気がします。大体離れているからすごくつきあうという程ではないけど，わりとまあ普通の二ケ月に一回会う位。節々のつきあいというのがありましたし。やっぱり離れているからよけいに溝が深くなっていくっていうか。私ら思うでしょ，やっぱり協力してくれるとか，時間が経てば経つ程，そういう思いが深くなってゆくから。だからもう無理なんじゃないかなと思う。主人にしてたら，私からみれば歯痒いと思う。主人と本当の親子ですよね。でもそれを振ってというか。私の心の痛みよりももっとすごいと思うんです。だから［夫は親なんか］『いらん』って言うてますけどね。（……）もしかこの子がいなくなったりしたらね，いろんな親戚に迷惑がかからなくて済むでしょう。済むっていったらおかしいけど，例えば，この子のいとこの子どもさんが結婚される時とか，その間に縁がなければ知らないで済むでしょう。そんな風に考えてはるのかなとか思うんですよね，はっきりとは言わないけど。とにかくこちらから協力してくれって言ってもね，『死んで生まれたらよかったのに』って言われたから。お義母さんは主人のお姉さんと一緒に住まわれているんですよね。主人のお姉さんにもお義兄さんにも言ったんですけど，やっぱり厳として。」

この母親によれば，夫方祖母の「つきあい拒否」という差別的態度の背景には次のような推論があるという。ミウチに障害者がいることによる差別は，新たなミウチ形成の契機にある「結婚」においてより明確にあらわれる。その時に差別されないためには，「親戚づきあいをしない」という関係の絶ち方で縁を切る。そのやり方の前提には，「親戚づきあいがなければミウチとはいえない」という日常の知識が相手側にある。

ミウチのこのような差別的行動は，当事者に対し，父親の「こっちからこんな状況やから来てくれとか，そんなことは別に言いたくないし」という言葉，また母親の「残念とかそういうんじゃなくて，情けない気がします。（……）主人と本当の親子ですよね」という言葉に示されるように，差別される側に立つことの屈辱感をミウチからの差別ゆえにより募らせている。この事例にみられるように，「親子は一体である」とか，「親せきは困った時こそ助け合う」という言説は，自らも差別されるかもしれないという立場に立つ時，脆くも崩れ去り，知識として用いられない。むしろ，「親子は一体である」という言説は，差別される側にいるかいないかを識別するために，すなわち差別を生産する方向で用いられている。

「縁を切る」という明確な差別的行動に出るのは別居の夫方のミウチに多いように思われる。妻方の場合は，次の事例にみるように，障害児と共にいるのを視られないようにするという「身元隠し」を行い，関係を切るまでには至らない。

母親「実家の母なんかも近くの公園なんか『［本児を］連れてって』って言っても，『嫌』って。やっぱなんか自分の親もそういう目で見られるの嫌だって。」

前章の事例で挙げた祖母が「視られる立場になったのよ」と母親に話した事例も妻方であるが，日頃の言動から障害者の偏見がきついと思われるその祖母でさえ，自らを差別される側に位置づけて認知している。また，夫方のミウチが自らも親たちと同様に，差別される側として認知しているのは，障害児と寝食を共にするという，いわゆる同居の場合である。

3－2．タニンからの差別

母親「この間まで一緒に遊んでくれた人が，うちの家へ来てね，『こんな子と一緒に遊んでるとね，同じに思われるから嫌だ』って言われて。お腹の大きい時からね，一緒によくお話をしてたんですけどね。まあ，『もう二ケ月で転勤になるから，まあ今はいいけど』って言われて。その方，準看［準看護婦］の免状も持ってはるんです。酷いこと言うなって思って。それを言ったかなと思ったら，『自分ちの子は五体満足だからね，

頭が悪いとか言ったら申し訳ないから』って言われて。惨々何か言って行かれました。今まではね，『別にどんな子も変わらないから』とか言われてたんです。それがここんとこ来て急にね。あの何かね『私だったら，こんな子が産まれたら間引いてもらう』とか言って。でないとね『一生こんな子引きずって行くの嫌だから』って。何ででしょうね。びっくりしました。たぶん本心がそうだったと思いますけどね。こんな早い時期に言われるとは思ってなかったんですけどね。もっと知らない人が言うのかなと思ってたんですけどね。わりとつき合っている人がそういうことを言うから，一寸びっくりしたんですけど。自分［その人］の住んでいる近所の辺に小学校五、六年のやっぱりダウンの男の子がいるらしいんですけどね。まあ，○○［本児］を通して，そんなんのを知っているから，今は我慢して遊んであげてるんですって，その子も。うちの子もですけどね。そういうような言い方。周りの目がね，あそこの子もそんなのかと思われるのは非常に迷惑だって。何かあったんかなと思ったんですけど。そのお子さんは別にそんな風には見えないんですけどね。いろんな方がおられるなあと思って。（……）向うは何とも思ってないんだと思うんですね。一応電話もしてきますしね。で，また後二ケ月でいなくなるし，『私がつきあってあげないと』，私［母親］の場合『友達がいないだろうから』ってな気でね，いるみたいで，そういう風に言うんです。その癖ね，家の中でこの子と遊ぶのはいいんですって。外で遊ぶのはやっぱりダメなんですって。まあ，一寸わからないです。別につきあってもらわなくてもいいんですけどね。向こうは何かつきあってあげないといけない位に思ってはるみたいです。（……）わかってないです。別にその人が傷つくとかそんなのも全然。その癖ね，『自分の子どもが将来大きくなった時にね，障害に対してね，少しでもね，同じなんだからって言ってやれるような人間になればいいね』って言うんです。わからないです。そういう風には言ってるんですけどね。でもお腹の中はそっちの方が本当だろうなと思ってるんですけどね。迷惑だっていう方が。（……）本当はそういう人の方が多いだろうと思ったんですけどね。後で主人に言ったら『よくお前それで平気で聞いてたなあ』って言うたんですけどね。別に平気でって，今さら言っても遅かれ早かれ誰かが言うとは思ってたんです。周りの者が，うちの母親なんかが電話したらびっくりして，反対に怒ってましたけどね。私も血の気が多いから，すぐ怒るんですけどね，何かこれに関しては『ああ，やっぱり』って。まあ普通の人の感情やったら，そんなもんやろうなって。でも家に来てまで，そうはっきり言われたのは一寸びっくりしましたけどね。おまけに間引くまで言われたのは一寸とね。びっくりしました。」

タニンの範ちゅうにいる人々はミウチの人々と違い，親たちとつきあっているからといって差別の対象になるわけでもないし，自らを差別される側に認知することはない。したがってタニンという人々は，「差別－被差別」の枠組を支えるという視点からみれば差別する側に位置するが，差別的状況を形成する契機がなければ，差別の問題とはかかわりのない位置にいる。多くの場合，儀礼的無関心を装うことによって差別問題から距離をおいたり，あるいは噂さをふり撒く側になり自分が差別される側にいないことを呈示する形で，差別する側に立つ。

この事例は，タニンが差別する時の位置がいかに複雑かを示している。タニンの場合，自らが差別される可能性がないと，差別問題に「理解ある人」を装い，いざ自らの側に差別される可能性がでてくると「差別者」に豹変してしまう。

この母親の知り合いは最初，本児が障害児であることを認知しながら「別にどんな子も変わらないから」と言って，本児の家へ遊びに来ていた。ある日，転勤することが明確になった時，すなわち，それまで本児と母親と関わりを持っていた存在から，引越して距離をおくことによって「アカノタニン」になることが明確になった時点で，次のような差別的発言をした。「こんな子と一緒に遊んでいるとね，同じに思われるから嫌だ。」「自分ちの子は五体満足だからね，頭が悪いとか言ったら申し訳ないから。」「私だったら，こんな子が産まれたら間引いてもらう。」

この知人の「周りの目がね，あそこ［知人］の子もそうなんかなと思われるの非常に迷惑」だから「外で一緒に遊ぶのはダメ」だけど「家の中でこの子［本児］と遊ぶのはいい」という発言にみるように，自分の子が周囲から障害児と認知され，自分も差別される側におかれる可能性が出てきた時，差別されない立場を維持しようとして，差別的行動をとった。

しかもまた知人本人は，自分が差別していることにまったく気づいていない。気づくどころか，依然自らを「よき理解者」として位置づけている。「今は我慢して遊んであける」「私がつきあってあげないと友達がいないだろうから」「自分の子どもが将来大きくなったときにね，（……）同じなんだからって言ってやれるような人間になれば」という知人の発言は，まさに差別－被差

別の枠組で語られる障害者差別の言説をあらわしている。と共に，自分がいかに「よき理解者」であることを表明している。この差別的発言に気づくのは，差別される側でしかない。母親の「わかってないです。別にその人が傷つくとかそんなのも全然」という発言に示されるように，知人のその発言が差別的枠組から成り立っていることを，母親は直感的に捉えている。自分が置かれる立場，差別される側であることを認知した時，その枠組が強いる一方的な状況の権力性に怒りが出てくる。すなわち障害児の側に立った時，その枠組が強いる権力性に気づくのである。この事例では，母親だけでなく，父親，妻方祖母も障害児の側にいる。

差別される側は「枠組」がみえているが，抵抗できない。「遅かれ早かれ誰かが言うとは思ってたんです。」「ああ，やっぱりって。まあ，普通の人の感情やったら，そんなもんやろうな。」母親のこれらの発言は，差別−被差別の枠組から引き起こされる差別的言説を，許せないが，誰もが共通に持っている「常識」として，受け入れている。そこに枠組の権力性を支えてしまう差別される側の営みがある。

差別する側は，自らを差別者として認知しない。むしろ良き理解者として意識している。これは何故だろうか。それはタニンという位置が，絶対に差別される側に立たないことを日常の知識として持っているからだろう。それが露呈するのは，差別される可能性が出てくる時であり，まったく関係のなくなるアカノタニンとして認知する時に差別的行動をしてしまう。

タニンという範ちゅうの人々が差別問題にかかわる時，徹底して自らの立場を差別される側に置かないかぎりは，自らが差別される側にいない存在として認知してしまう「枠組」によって，「理解者」を装う偽善的行為に陥ってしまうことがこの事例から理解される。

4．差別のメカニズムとそれを支える背景的知識

これまで，具体的な事例から，社会的相互作用場面において見い出された障害児をとりまく言説，人間関係のあり方を拾い出し，個別に説明を加えてきた。本章ではさらに，それらの知見を差別のメカニズムとして整理し，また相互作用場面での状況定義に用いられ，そのメカニズムを支える，背景的知識を明らかにしたい。

障害児が出生したという瞬間，正確には「障害」を認知した瞬間，障害児の周辺にいる人々は，「障害者は社会の迷惑だ」という障害者差別の枠組[6]がもたらす言説空間に入りこむ。

われわれは日常生活世界において様々な認識枠組を用い状況を定義し生きている。例えば日本人の人間関係は**表1**に示したような「日常生活カテゴリー」によって自分をとりまく人々に分節化し，それに付与された言説によって，状況に「適切な」相互作用を行なっている。障害者差別の枠組がもたらす言説空間には，さらにそれぞれのカテゴリーに対し，差別的な言説を付与する。

したがって，障害児をとりまく人々は皆，「障害児・者にかかわりをもつ人は避られても当然である」という言説を付与され，状況によっては差別する存在にも差別される存在にもなるという両義的存在である。両義的存在ゆえの心理的な不安定の状況を安定的状況に換えると

表1：　状況に使用される障害児・者をとりまくカテゴリーと言説

<table>
<tr><th>分類</th><th>障害児・者</th><th colspan="2">親たち</th><th colspan="4">周囲の人々</th></tr>
<tr><td rowspan="2">日常生活カテゴリー</td><td rowspan="2">コドモ</td><td colspan="2">オヤ</td><td colspan="2">ミウチ</td><td colspan="2">タニン</td></tr>
<tr><td>ハハ</td><td>チチ</td><td>妻方</td><td>夫方</td><td>近いタニン</td><td>アカノタニン</td></tr>
<tr><td>カテゴリーに付与された言説</td><td>弱く，手助けされる存在
一人前と認められない存在</td><td colspan="2">オヤコは一体
オヤコは切っても切れない存在</td><td colspan="2">何かあった時は互いに助け合う存在</td><td colspan="2">タニンは無関係の存在</td></tr>
<tr><td>障害者差別の枠組が付与する差別的言説[1]</td><td>「特別な存在」
「価値の低い存在」
「不幸な存在」
「疎ましい存在」
「あってはならない存在」
「周りの人々をも不幸にさせる存在」</td><td colspan="2">「悪いことをした存在」</td><td colspan="4">「障害児・者にかかわりをもつ人は避けられても当然である」</td></tr>
</table>

注1）要田［1986］より整理。

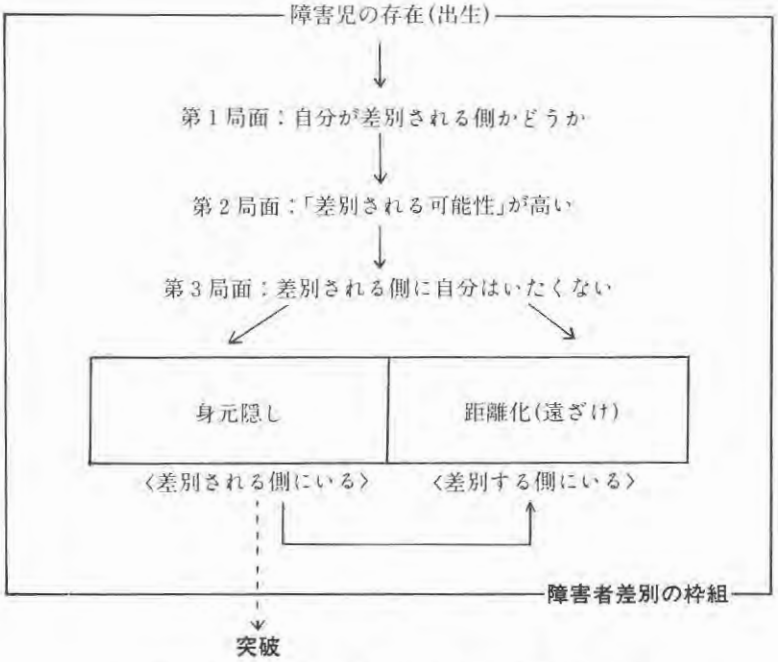

図1：障害児をとりまく人々の差別のメカニズム

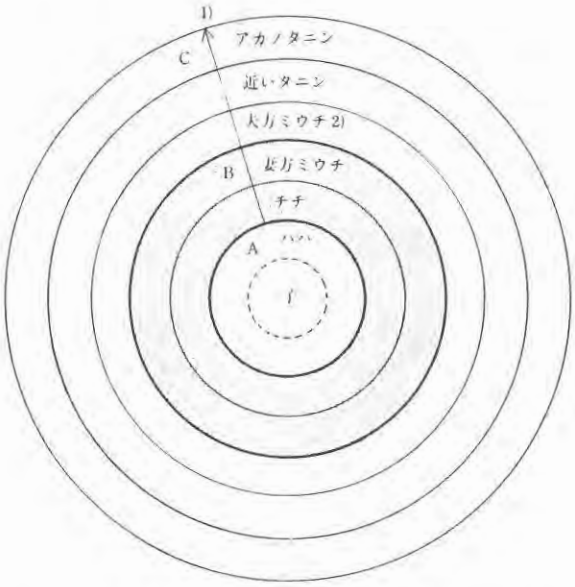

注1) 矢印の方向にいくに従ってタニン性が増す。さらにこれらのカテゴリーはA，B，Cのグループにまとめることができる。

注2) 障害児をもつ家族と同居している場合、夫方ミウチは、「ミウチータニンの枠組」に加えて「ウチーソトの枠組」が重なり、タニン性は減じられる。その結果、Bグループへ移行する。

図2：「タニン性」の序列

いうプロセスは，障害者差別の枠組内では多くの場合，両義的存在である人々が差別する側に転じていくプロセスである。そのプロセスを差別のメカニズムとして捉え，図示したのが図1である。（図の中の「突破」については後述する。）

障害者差別の枠組がもたらす言説空間に入った人々は，自らがどこに位置するか，すなわち障害児の位置に近いかどうかを判断する。図1の第1局面である。その時の判断に用いられる日常の知識は，三つ挙げられる。ひとつは，障害児との距離を測るもので，それは「タニン性」の程度によって障害児との関わりの深さが測られる，二つには，障害児出産は血統，遺伝に原因があるという「血＝遺伝」説[7]であり，三つは，女＝母親に原因があり責任をとるべきだという「女＝母親の責任」説である。第二，第三の知識は，第一の知識から導かれた位置づけを強調する役割を果す。

「タニン性」の程度について，これは既に日常生活カテゴリーに人々を分節する際，ミウチ－タニンの枠組の中に埋めこまれているもので，人間関係の濃さの序列で決められている。子どもを中心に「タニン性」の序列を模式的に示したのが図2である。関係が薄くなる程「タニン性」が増し，「タニン性」が増すにしたがって，心理的により遠い関係と認識される。すなわち「タニン性」が強いほど，障害児の問題は，自分とは関係ない，無視してもよい，という心理的防衛が働くことを意味し，そのような関係を形成することをこの知識は正当化する。

「タニン性」の知識から，自分が障害児にどの程度近いかを判断し，自分の位置が障害児に近い程，「差別される可能性」が高いと推論され，タニンゴトではない状況が当事者に生まれる。

この「タニン性」の序列をさらに序列化するための知識として，「血＝遺伝」説と「女＝母親の責任」説がある。

父親「親せきなど言わんでもいいことは言わんでもいい。正しく理解してくれる人にはいくらでも言ってかまわないけども，そうでないところに言うて変な誤解を生むよりも言わん方がまし。［親せきは］医学的に無知ですからね。例えばダウンでも二通りあって，遺伝するやつと遺伝しないやつがあるとか言ってもね，一種の遺伝病なんだから，それは遺伝病として捉えるか突然変異として捉えるかわからないわけでね。そんなら何ぼ説明しても信用してくれるかわからへん。それだったら言わん方がいい。たまたま入院しとったのが後遺症で遅れたんだったらそれでいい。」

父親「へたに聞きかじりのこと相手が知っとってもらってもね。正しい理解をしてもらわないと。変な理解してもらうと困ります。覚悟はしてるんですけど。そういうもんでしょう。」

これらの事例や2章の「親せきにそんな人がおるん」という事例が示すように，「血＝遺伝」の知識は，ミウチに，特にその中での「タニン性」の序列を明確化するために用いられている。この知識は，いわゆるスケープゴート（生け贄）探しに用いられる。「女＝母親の責任」という知識も同じように生け贄探しに用いられ，ミウチの中でも夫方，妻方に線を引き，妻方の方を障害児の近くに置くことを正当化する。

母親「ちょっと主人のお母さんが，やっぱり知恵遅れは嫌だ，というところがあって，私に対して，あそこの子はあんな子を産むとか年柄年中言ってますから。」

父親「こういう子が産まれてくるのは全て女性の責任みたいな感じでね。女の人が産むということで。」

また3章に挙げた夫方祖母の事例も，「母親の責任」「妻の実家が面倒をみるべきだ」と言って離婚を迫り，自らが差別される立場と見做されないようにするために，関係を切る，という差別的行為を行った。

このような日常の知識を背景としつつ，自分の位置が障害児とどれ程近いかを判断し，認知する。認知するということは同時に，「差別される可能性」の高さを推測することでもある（第2局面）。差別される側に位置し，差別される可能性が高いと判断した人は，ほとんどの場合「差別されたくない」という感情が湧き上がる（第3局面）。何故一様にそのような反応を示すのだろうか。それは，坂本佳鶴恵［1986］がスティグマという概念を「相互作用レベルでの人格全体に関わる否定的なレベルを意味する」と説明しているように，スティグマをもつ，差別される，ということは，人間の「生」を否定される絶望的な体験，生きる根本を揺がされる体験を伴うからだろう。

そしてそのような「差別されたくない」という感情と共に「差別される可能性」がより高く推測される結果として「身元隠し（passing）」［E. Goffman, 1963 b］あるいは「距離化（遠ざけ）」［江嶋修作，1986］という行為が生ずる。

既に挙げた事例に示されるように，「身元隠し」とは「本児と一緒にいるのを誰かに視られたくない」といっ

た「本児を隠す」行為である。また「距離化（遠ざけ）」には，社会的距離化と心理的距離化があり，社会的距離化とは「関係を切る」「つき合わない」といった行為であり，心理的距離化は「本児の話題に触れない」「問題に触れない」といった無関心を装う行為である。

これらの行為は，いずれも障害者差別の枠組を前提になされており，枠組を支えているという点からみるならば，「身元隠し」も差別的行為である。しかし両者に違いがある。それは「身元隠し」を行う人は，まだ障害児の側，差別される側にいるが，「距離化」を行う人は，差別する側にいるという点が大きく異なる。

また「身元隠し」は，起りうるあらゆる状況においてどちらの側に立つかの選択を迫られ続ける。成功している限りにおいて，その状況に止まるが，心理的葛藤を持ち続けることになる。障害者差別の枠組を問うことなく，強いて心理的葛藤を起こさずにすむ状況を探るとするならば，自らの内に差別的言説を受け入れ，自分の置かれた立場を嘆き悲しむことで障害児・者から心理的に遠ざかるという，差別する側に転ずる行為しかない（図1の「身元隠し」から「距離化」への移行）。

このように障害者差別の枠組に支えられた差別のメカニズム内では，差別的状況は，差別される側にとっては人格的問題であるが，差別する側は，自らが差別される側かどうかを判断した時用いた知識によって逆に差別的行為が正当化され，差別する側の人格的問題は問われない。つまり差別する側は，「常識」としてあるこれらの知識によって自分がどんな行動をしているかの問題をまったく感じないのである。しかも差別される者も，この共有された知識によって「差別されても仕方がない」と無力化される自己を感ずるしかない。その結果として，枠組は自明的であることも手伝って，維持され，問題性は問われることがない。

このように考えてくると，「タニン性」「血＝遺伝」「女＝母親の責任」という日常生活世界で用いられる背景的知識は，障害児・者をとりまく人々の中では，親たちが，特に母親が障害児の側に最も近いことを教えてくれる。また母親が，最も差別される立場から逃れられない位置にいる。結果として障害者差別の枠組とそれを支える日常の知識は，障害児・者本人と母親を排除しているといえよう。

5．「打ち明け」がもつ積極的意味

前章では，「常識」としてある障害者差別の枠組が強いる状況が，差別する側，される側の双方によって，背景的知識を通じて支えられているというメカニズムを分析した。ただし差別される側も支えているとは言っても，それは社会の構成員として，社会化過程でそれらの枠組，知識を内面化しているからであり，差別される側にいる者は「圧倒的な他者に拘束され，無力化される自己」を感ずる。その無力感ゆえ，枠組を「突破」[8]できずに，結果的に枠組を支えてしまうのである。もちろん当事者にとって，このようなプロセスは自覚されない。むしろ多くの場合，差別のメカニズムを通じて差別する側に転じることを選択するだろう。差別される側から逃げようと思っても逃げきれない親たちが，その不当性に気づく程度である。

2章に挙げた事例は，逃げようと思っても逃げきれない親たちが置かれた状況，心理的葛藤状況を示している。ある父親は，「打ち明け」きれない自分の姿が「情けない」と語っている。それは我が子（障害児）の立場に立ちきれない，という親としての無力な，勇気のない自分の姿を表現しているといえよう。

障害児をもった親たちが，初めて自らの立場を明確にしなければならないのは「打ち明け」の時である。障害者差別の枠組に拘束されている限り，障害児の側に立てば，差別される者の惨さ，むなしさを味わうし，また自らを差別される側に置きたくないとするなら，情けない親になってしまう。このようなアンビバレントな状況から抜け出るには，枠組を破る積極的な「打ち明け」行為が必要とされる。しかしこの行為には，どのような問題にも立ち向う前向きな姿勢でいるという，決断に必要な勇気と行為の結果を弘き受ける責任が伴う。したがって多くの場合「打ち明け」行為には消極的となる。

> 母親「うちの義母にもね『言ったらいいですか』って聞いたことあるんです。そうしたら『いいけどね，言わなくてもわかるよう』とか言って。」

これは夫方祖母の発言であるが，このように「自然にわかる」という対応をする親は多い。ひとつには枠組を「突破」するための決断と責任の大きさを物語っている。しかし，自然にわかるからその時までほっておくという対応を選択した親たちは，2章の事例にもあったように，親の側から「つき合いをしない」「遠くへ行く」といったように自己の殻の中に閉じこもり，自閉してしまうのである。親たちが孤立する過程は，親自らが差別的状況に甘んじていく過程である。

一方「打ち明け」について次のように語る親たちもいる。

母親「結構言ってるんですよね，私は。自分の友だちだから，やはり最初に言わないと，後がつきあいにくいから，と思って結構言ってるんですけど。」

母親「だいたい私，目が悪いんですよね。斜視というんですか，ちいちゃい時，中学の時からそうやってからかわれてきたんですよね。そうやから，そういうのがあるから，私はどうしても欠点いうんですか，そういうことを先にパッと言っちゃうんですよね。その方がね，自分がそうしてきたから，あの人おかしいわねと思われるよりはね，パッと言っちゃった方が気分的にね，すごい楽なんですよね。」

母親「実家の方は皆まわり知っているんです。『言っておいてね』と言ったから。こっちの判断で言えるでしょ。わりとお母さんも『言ったげるよ』って。そんなんだと出やすい［本児を連れて外出しやすい］ですね。知ってるんやと思うたらね，すぐ何かすぐね，外に出るんです。出ることの壁はない。だからそれをしたいなと思っても，［こちらでは］どうもできない。（……）私のきょうだいは，『ダウン症の子が三人学校へ行ってたよ』とかね『バスに乗ってたよ』とか，興味を持ってくれるのはいいと思う。よかったなあと思う。やはり身近に観てるとね，抱いてもらえたら，特別な障害っていうのは絶対ないからね。だから近所に早く知ってもらいたいと思う。身近なつきあいほど異和感は絶対ないと思うから。ちっちゃい同志なら特にね。」

これらの事例は，「打ち明け」行為には積極的意味が含まれていることを示唆している。これらの親たちが語る言説は，「子どもさんが障害児で大変ですね」といった，障害者差別の枠組から出てくる「同情」の言説をも切り返えしている。また親自身にとって，「打ち明け」行為が人間としての尊厳（主体性）を取り戻す契機ともなっている。さらに強調しておかなければならないことは，親自身の主体性の取り戻しだけではなく，積極的な「打ち明け」はその行為を通して親が「障害児の側にいる」ということを表明することでもある。すなわち，この時，障害者差別の枠組を「突破」しているのである。

障害児の側にいながら，差別されることを拒否する，そのような積極的意味を「打ち明け」行為は持っている。そこに立って初めて，親の「悲しみ」は「希望」に向う方向性をもつ。

ゴフマン［Goffman, E., 1963b］はこのことを次のように述べている。「スティグマのある人が，パッシング［身元隠し］などという手段は考えず，もし自己の現在を肯定し，自尊心をもつならば，自己の欠点を匿す必要はない，と考えるに至るはずである，ということである。努力して匿せるようになったものではあっても，匿さないですますこともできるのである。まさしくこの点において自発的告白は精神的遍歴に適合的であり，遍歴の諸段階に一画期をなすのである。（訳書；P. 166）」

註

1）ダウン症の場合，その病名と障害の内容の告知は，出産病院あるいは染色体検査を行った病院の医師が行っている。病名の確定は染色体検査で行うので，診断は他の障害児の場合に比べ早く，出生六ケ月以内がほとんどである。また，検査結果の告知は医師が子どもの「両親」に告げるというやり方が，最近定着してきている。

しかし診断がはっきりしない他の障害児に比べ，一様にみえるダウン症でさえ，詳細にみていくと，検査に先立つ「障害の疑い」の告知に関してはまだ，医師，看護婦を含む病院側に基本的姿勢が決まっておらず，時期，告げる相手，内容，親たちへの配慮はまちまちである。

障害児受容の精神的プロセスをみると，親たちにとっての「診断の告知」は，「疑いの告知」の時に他ならない。この時点から，親たちの「打ち明け」をめぐる様々な相互作用過程が展開する。

2）以下，本稿で引用する事例はすべて，子どもがダウン症（染色体異常）児であると診断された親や祖父母に対して，筆者が最近6年間に直接面接して収集したものである。対象とした事例は，障害児の年齢が0歳から2歳までのものである。

3）ミウチとは，血縁・姻戚関係にある人々を指す。ただし当該者がミウチと具体的にイメージできる範囲は，個人によって異なり，その人の個人史によって遠近がきまる。小山隆［1964］の調査によれば，一般に親せきと認知できる範囲は，四親等，すなわち親，きょうだい，おじ，おば，いとこ程度である。

逆にタニンとは，血縁・姻戚関係にない人々を指し，当該者にとって，どんなに親しくてもミウチとは異なるタニンの関係がある。つまり友人，近隣の親しい関係でもタニンとして認知される。

このミウチとタニン，それぞれの関係に働く感情交流を，土居健郎［1971］は「人情」と「遠慮」として説明している。「人情」について土居は次のよ

うに述べている。親きょうだいは自然発生的に「人情（『甘え』を基調とした相互扶助の関係）」が存しており，また義理とは，人為的に「人情」が持ちこまれた関係，そこで「人情」を経験することが認められている関係を指す。つまり，図式的に表わすと，甘えが自然に発生する親子の間柄は人情の世界，甘えを持ちこむことが許される関係は義理の世界，人情も義理も及ばない世界は他人の住むところとなる。また「遠慮」について，日本人の内と外という言葉は「遠慮」の有無によって区別されており，「遠慮」がない身内は文字通り内であるが，「遠慮」のある義理の関係は外である。一方，義理の関係や知人を内の者と見做し，それ以外の「遠慮」を働かす必要のない無縁の他人の世界を外と見做すこともある，と述べている。

この日本人がもつ文化的行動規範についての筆者の見解は，土居の他，有賀喜左衛門［1967］と中根千枝［1977，1978］に負うところが大きい。また日本人のもつ血縁意識についての山路勝彦［1981］の指摘も重要である。彼は，伝統的家族であるイエをみると，そこには奉公人などの非血縁者もその成員に組み込まれていたし，非血縁者をも養子にすることも認められていたこと。また日本の伝統的親族組織をみると一系的出自集団（マキ，ジルイ，イットウなど）は地域によって存在しない処もあるが，双系的，多系的親族組織（シンルイ，シンセキなど）は日本各地に広くみられること。そして親族呼称にしてもオジの配偶者も単にオバと呼び，母の後夫を義理の父と呼ばず，単に父と呼ぶなど，特定カテゴリーの非血縁者は血族視されているなど，以上の例にみるように日本では生物学的血縁にこだわらない組織を形成しながら，これらの例とは対照的に，やはり日本人は生物学的親子関係の認知に敏感に反応してきたとして，日本の文化を血縁尊重イデオロギーとして分析している。

4）本論で用いられる，権力（性）の概念は，「それは制度でもなく，構造でもなく，ある人々に与えられた一定の力でもない。それは一社会における錯綜した戦略的状況に付与される名称である」という，M．フーコーの定義によるものである。フーコーと他の研究者が用いる権力の概念との違いについては［亘明志，1980］に詳しい。

5）ゴフマン，E．［1963a］は，相手をちらっと視ることは視るが，その時の表情は相手の存在を認識したことを，そして認識したことをはっきり認めたことを表わす程度にとどめる礼儀作法を，「儀礼的無関心」と呼んだ。この儀礼的無関心という最小限の礼儀作法は，同じ場所にいる人をただ居合わせた人ととらえ，他の社会的特徴をまったく無視する対人法であり，他人に対して儀礼的無関心を装うことによって，われわれはまわりに居合わせた他人の意図を疑ったり，その存在を恐れたりしていないことを，また彼らに敵意をもったり，彼らを避けてはいないことをほのめかすと同時に，他人にこのような態度で臨むことによって，われわれは自動的に他人からも同じような扱いを受けるのである。

6）障害者差別の枠組については，既に上掲した論文［要田，1986］では「健全者の論理」として捉えた。さらに健全者の論理をこの図式にはめると，障害者差別の枠組は，「障害者は能力に限界があるという差異によって，健全者とは区別される」という健全者の言説によっても正当化されている，といえよう。

7）日常生活世界での「遺伝」という言説は，近代医学がもつ科学的遺伝知識による言説と前近代社会の血統という言説のいずれも含んでいる。「遺伝」の言説は，いずれも血縁尊重イデオロギーを支えるものとなっている。

8）枠組の「突破」については，「脱健全者の論理」に立つ価値観として捉えたことがある［要田，1986］。そこでは，この価値観を形成するプロセスは日々の生活の中で，「健全者の論理」を正当化する価値観の不当性を申し立てていくことであると述べたが，本論の流れでみると，枠組を突破するからこそ異議申し立てができるといえよう。

参　考　文　献

有賀喜左衛門「公私の観念と日本社会の構造」『有賀喜左衛門著作集Ⅳ』未来社，1967，pp．177～353．

土居健郎『「甘え」の構造』弘文堂，1971．

江嶋修作「部落差別をめぐる<距離化過程>の一メカニズム－ある差別事件を通して－」『現代社会学』12：2，1986，pp．68～90．

Goffman，E．，*Behavior in Public Places：Notes on the Social Organization of Gatherings*，The Free Press，1963a（丸木恵祐・本名信行訳『集まりの構造－新しい日常行動論を求めて』誠信書房，1980）

Goffman，E．，*Stigma：Notes on the Management of Spoiled Identity*，Prentice-Hall，Inc．，1963b（石黒毅訳『スティグマの社会学－烙

印を押されたアイデンティティ』せりか書房，1980）
小山隆「相続世帯と創設世帯における親族関係」『人文学報』40号，1964，pp. 3～16.
中根千枝『家族を中心とした人間関係』講談社学術文庫，1977 .
中根千枝『タテ社会の力学』講談社現代新書，1978.
岡原正幸・石川准・好井裕明「障害者・介助者・オーディエンス－障害者の『自立生活』が抱える諸問題」『解放社会学研究1』，1986，pp. 25～41.
奥田和彦「解釈学と異文化理解」黒田壽郎編『地域研究の方法と中東学』三修社，1987，pp. 9～41.
坂本佳鶴恵「スティグマ分析の一視角－『人間』であるための諸形式に関する考察－」『現代社会学』12：2，1986，pp. 157～182.
亘明志「M. フーコーの権力分析と社会学的課題」『社会学評論』31：1，1980，pp. 60～76.
山田富秋「精神医療というメタファー」第60回日本社会学会大会テーマセッション：「差別問題研究の現在」報告レジュメ，1987.
山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳『エスノメソドロジー－社会学的思考の解体－』せりか書房，1987.
山路勝彦『家族の社会学』世界思想社，1981.
要田洋江「『とまどい』と『抗議』－障害児受容過程にみる親たち－」『解放社会学研究1』1986，pp. 8～24.

（昭和62年10月12日受理）

Summary

The purpose of this paper is to investigage, from the parents' viewpoint, the conflict caused to them due to their handicapped children and their isolating background.

The data were collected by interviewing parents and grand-parents of 0–2 years old children with down's syndrome during the last six years. For analysis, we used the 'miuch-tanin' framework, that is, the relative-stranger framework in the Japanese daily life behavior, which led us to the following results.

1. The parents' conflict concerning whether to speak openly about their handicapped children or not is mainly cased by their fear of the high probability of them to segregated. And as long as they will recognize to be segregated due to the handicapped persons, this conflict will continue.
2. In the mechanism of segregating handicapped persons, there is a clear difference between the relatives' behavior and strangers' when put in face of segregating conditions. In order not to be segregated themselves, relatives will eventually choose the position of non-handicapped persons, and they will segregate handicapped children and their parents. On the other hand, strangers will pretend good compassion for handicapped persons, when they realize they are not likely to be segregated.
3. People acknowledge three different backgrounds to infer the probability of being segregated in daily life activities.
   (1) the 'strangerness range' from the handicapped children. (fig. 2)
   (2) blood and heredity
   (3) mothers bearing the whole responsibility of producing handicapped children.
   This finding let us know that the mothers' position to the closest to the handicapped children, and that they can't keep away from them. And for that, they are the mostly subject to segregation from everybody but their handicapped children.